

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

わが国では急速な高齢化が進み、平成25(2013)年10月1日時点での高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は25.1%となっており、4人に1人が65歳以上の高齢者となる「超高齢社会」に突入しています。

高齢者人口は今後、昭和22(1947)年から24(1949)年に生まれた「団塊の世代」が65歳以上となる平成27(2015)年には3,395万人(高齢化率26.8%)となり、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37(2025)年には3,657万人(高齢化率30.3%)に達すると推計されており、ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯、認知症で支援を要する高齢者も大幅に増加することが予測されています。

このような状況の中、平成26年6月に、「地域医療・介護総合確保推進法(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律)」が成立し、高齢化が進行する中で社会保障制度を将来も維持していくために、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療と介護の総合的な確保を推進することが打ち出されました。

地域包括ケアシステムとは、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される体制のことであり、各市町村は平成37年(2025年)を見据え、段階的に介護サービスの充実や高齢者を支える地域づくりを進める必要があります。

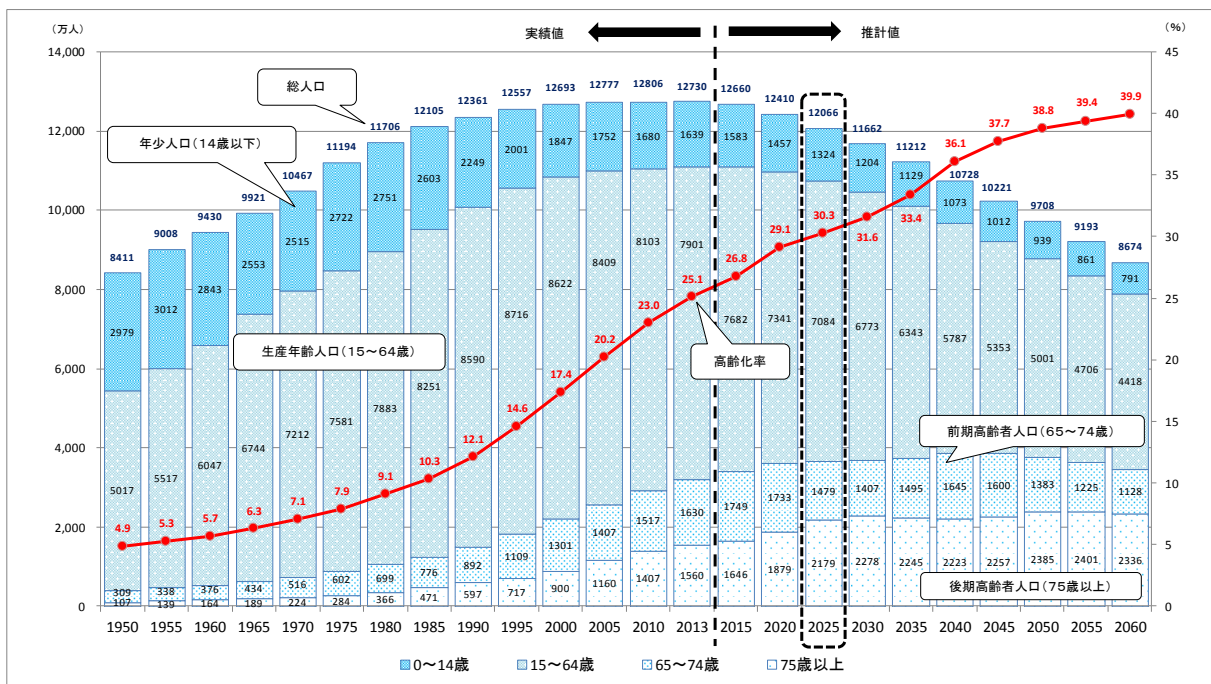
また、平成27年度からの介護保険制度改正の主な内容として、

- ①地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療・介護連携の推進等による地域支援事業の充実(平成29年度までに実施)
- ②全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業へ移行し多様化(平成29年度までに実施)
- ③特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上に限定
- ④一定以上の所得のある介護保険サービス利用者の自己負担を2割へ引き上げ

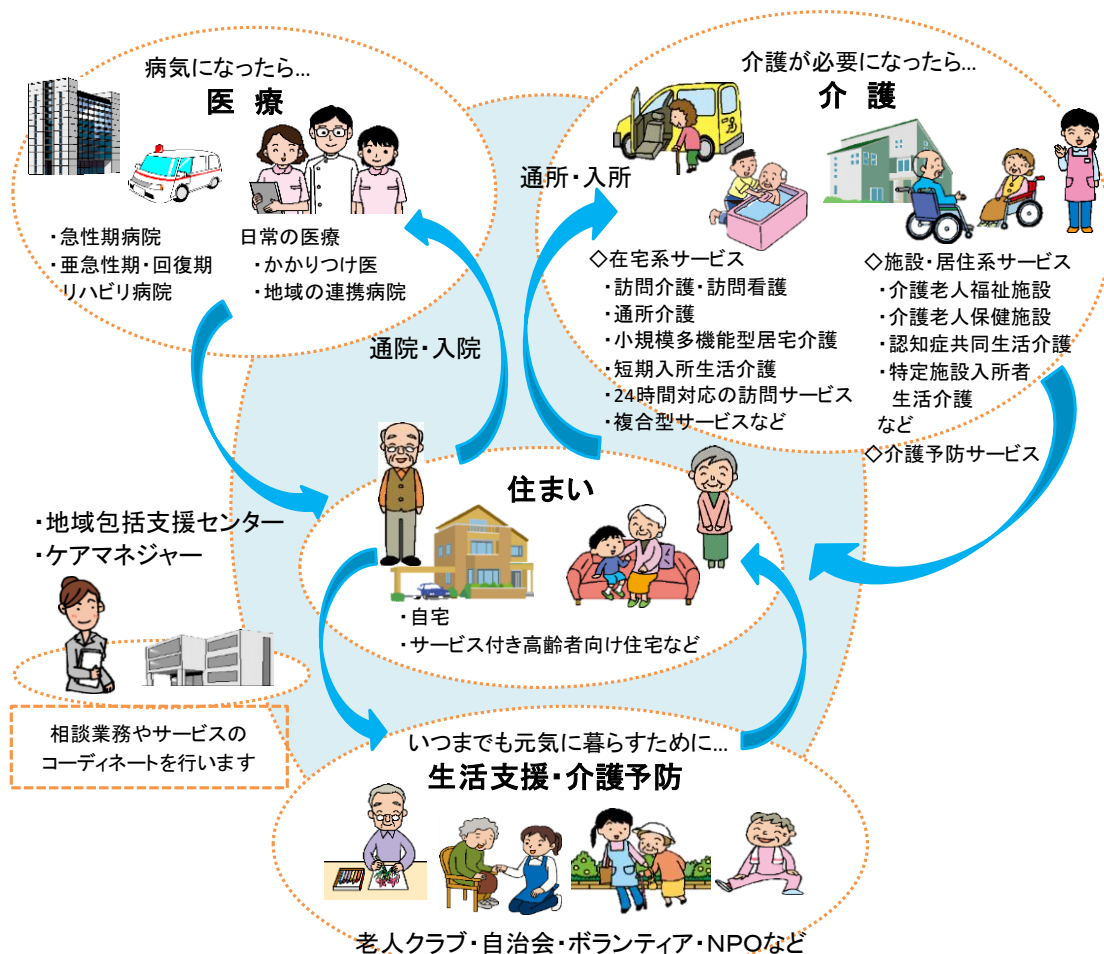
などが定められています。

このたび、平成24～26年度を計画期間とする「古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第5期)」が満了することから、その後の状況の変化を踏まえながら、今般の制度改正で重視されている「地域包括ケアシステム」の構築、強化に向けた取り組みを中心とした、平成27～29年度を計画期間とする「古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第6期)」を策定します。

【高齢化の推移と将来推計（平成26年版高齢社会白書：内閣府）より】



【国が示す地域包括ケアシステムの姿（概念図）】



2. 計画の位置づけ

(1) 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係

本計画は、すべての高齢者を対象とした保健福祉に関する総合的な計画である「高齢者福祉計画」（老人福祉法第20条の8の規定に基づく）と、介護保険制度に係る事業計画である「介護保険事業計画」（介護保険法第117条に基づく）を「古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成27～29年度）として、一体的に策定するものです。

なお、老人保健法などの廃止に伴い、高齢者の保健事業を地域支援事業及び健康増進計画などに位置づけているため、「高齢者福祉計画」を「高齢者保健福祉計画」として策定しています。

(2) その他関連計画との関係

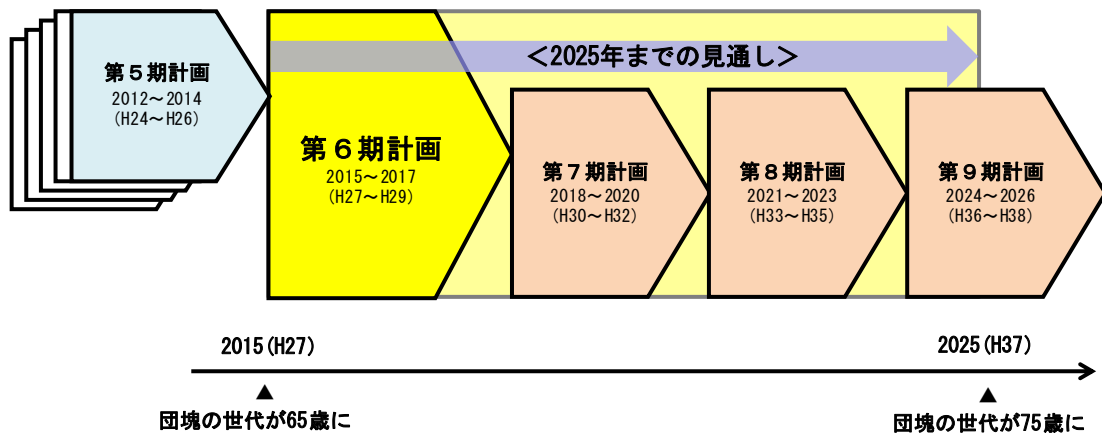
本計画は、「古賀市総合振興計画（マスタープラン）」をはじめ、「古賀市地域福祉計画」、「古賀市健康増進計画（ヘルスアップぷらん）」「古賀市児童育成計画（エンゼルプラン）」、「古賀市障害者基本計画（障害者福祉プラン・こが）」等の市の関連計画との整合性や国・県の計画との調整を図り、策定しています。



3. 計画の期間

「介護保険事業計画」の期間は、「介護保険法」（第117条）の規定に基づき、3年間で1期としています。

本計画の計画期間は、「介護保険事業計画」に合わせて、平成29年度を目標年度とした、平成27年度から平成29年度までの3年間の計画としています。介護保険制度創設以来、第6期となります。



4. 計画の策定体制

(1) 介護保険運営協議会

様々な見地からの意見を反映するため、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、被保険者代表等で構成する「古賀市介護保険運営協議会」において、本計画の策定に係る審議を行いました。

(2) 高齢者等アンケート調査の実施

高齢者等の現状や意向を把握するため、「高齢者福祉に関する基礎調査」「介護保険に関するアンケート調査」「介護支援専門員（ケアマネジャー）に関するアンケート調査」を行い、高齢者の日常生活や心身の状況、介護保険サービスに関する意向、ケアマネジャーの業務遂行上の課題等の把握と計画への反映に努めました。

(3) パブリックコメントの実施

幅広い意見を聴取するため、平成27年1月からパブリックコメント（市民意見公募手続）を実施しました。

5. 計画の推進体制

(1) 行政の推進体制

本計画は、保健・福祉・医療分野をはじめ、生涯学習やまちづくり等、多様な分野の施策が関連するため、保健福祉部門をはじめ、関連部門との連携のもと、計画を推進していきます。

(2) 地域や関係団体との連携

本計画を推進するため、介護支援課を中心に、介護サービス事業者や医療機関、社会福祉協議会や自治会、民生委員、ボランティア、民間事業者等の地域の関係団体とのネットワークを通じ、情報の共有化と連携の強化を図ります。

(3) 計画の周知

本計画の周知を図るため、本計画書を市のホームページ上で公表するとともに、関係機関へ配布し、まちづくり出前講座等とおした周知を図ります。

6. 計画の進行管理

本計画の適正かつ円滑な実施を図るため、古賀市介護保険運営協議会において、計画の進捗状況の点検及び評価を実施していきます。また、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営及び地域密着型サービスの適正な運営についても、同協議会において点検及び評価を実施していきます。

また、計画の進行、進捗に関する情報等は市のホームページ上で公表していきます。